

約款変更内容について<2024年4月1日～>

箇所	改定後（2024年4月1日～）	改定前
第2条（本サービスの加入条件）	<p>本サービスを受けることができる方（以下「お客さま」といいます。）は、以下の各号の条件をすべて満たしている方とします。</p> <p>① 当社のガス供給エリア（取手・我孫子地区、越谷・春日部地区/蓮田南地区、真岡地区を除く）にお住まいで、当社がガス小売事業者となる家庭用のガス小売契約（〈i〉一般ガス供給約款に基づく契約又は、〈ii〉ガス基本約款及び選択約款（家庭用選択約款又は「ずっともガス」）に基づく契約をいいます。以下、単に「ガス契約」といいます。）を締結しており、かつ、当該契約に基づくガスの供給を受けていること。なお、総合契約（複数のガスメーターを組み合わせる1需要場所とみなし、メーターごとの使用量を合計して1つの使用契約とするガス契約）をご契約の場合は、原則として、ご契約にかかるすべてのガスメーターについて、ガスメーターごとに本サービスにご加入いただく必要があります。</p> <p>②略</p>	<p>本サービスを受けることができる方（以下「お客さま」といいます。）は、以下の各号の条件をすべて満たしている方とします。</p> <p>① 当社のガス供給エリア（東日本ガス地区、東彩ガス地区、日本瓦斯（ニチガス）真岡地区を除く）にお住まいで、当社がガス小売事業者となる家庭用のガス小売契約（〈i〉一般ガス供給約款に基づく契約又は、〈ii〉ガス基本約款及び選択約款（家庭用選択約款又は「ずっともガス」）に基づく契約をいいます。以下、単に「ガス契約」といいます。）を締結しており、かつ、当該契約に基づくガスの供給を受けていること。なお、総合契約（複数のガスメーターを組み合わせる1需要場所とみなし、メーターごとの使用量を合計して1つの使用契約とするガス契約）をご契約の場合は、原則として、ご契約にかかるすべてのガスメーターについて、ガスメーターごとに基本サービスにご加入いただく必要があります。</p> <p>②略</p>